

議案第 7 号

一般職の職員の給与等に関する条例及び君津市任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与等に関する条例及び君津市任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

令和 5 年 1 0 月の千葉県人事委員会勧告に準じ、一般職の職員の給料月額及び期末・勤勉手当の支給月数の引上げを行うとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）及び地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）の一部改正に伴う規定の整備をするため、一般職の職員の給与等に関する条例（昭和 4 5 年君津市条例第 2 1 号）及び君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成 2 1 年君津市条例第 2 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

一般職の職員の給与等に関する条例及び君津市任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与等に関する条例(昭和45年君津市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第20条第1項第1号中「308,600円」を「309,200円」に改め、同項第2号中「50,800円」を「51,100円」に改める。

第21条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

第22条の4の見出しを「(特定新型インフルエンザ等対策派遣手当)」に改め、同条第1項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第43条」を「第26条の7(同法第38条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に、「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「特定新型インフルエンザ等対策」に改め、同条第2項及び第3項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第4条第1項)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	162,100	196,200	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	197,900	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	199,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	200,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	202,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	203,800	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	205,200	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	206,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	208,000	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	209,700	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	211,400	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
	12	174,900	212,900	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
	13	176,100	214,400	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
	14	177,600	216,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
	15	179,100	217,900	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
	16	180,700	219,600	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
	17	181,800	221,100	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
	18	183,200	222,600	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
	19	184,600	224,100	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
	20	186,000	225,600	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
	21	187,300	226,800	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
	22	189,600	228,200	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
	23	191,800	229,600	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
	24	194,000	231,000	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
	25	196,200	232,400	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
	26	197,900	234,000	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
	27	199,400	235,500	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
	28	200,900	236,900	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
	29	202,400	238,100	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
	30	203,800	239,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
	31	205,200	241,200	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
	32	206,600	242,600	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
	33	208,000	243,600	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
	34	209,300	245,100	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
	35	210,600	246,400	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
	36	211,900	247,600	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
	37	213,200	248,700	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
	38	214,400	249,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
	39	215,600	250,600	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
	40	216,700	251,500	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
	41	217,800	252,400	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
	42	218,900	253,300	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000

	43	219,900	254,100	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
	44	220,900	254,900	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
	45	221,800	255,600	304,400	349,900	371,100	398,000	439,500	470,000
	46	222,700	256,700	306,000	351,300	372,300	398,700	440,300	
	47	223,600	257,900	307,600	352,700	373,500	399,400	440,700	
	48	224,500	259,000	309,100	354,200	374,600	400,100	441,400	
	49	225,400	260,200	310,000	355,700	375,700	400,700	441,900	
	50	226,300	261,400	311,500	356,500	376,900	401,300	442,300	
	51	227,200	262,500	313,000	357,500	378,100	401,800	442,700	
	52	228,100	263,600	314,600	358,500	379,200	402,200	443,100	
	53	228,900	264,700	316,200	359,400	380,300	402,600	443,500	
	54	229,800	265,800	317,800	360,500	381,500	402,900	443,900	
	55	230,700	266,900	319,300	361,400	382,700	403,200	444,300	
	56	231,500	267,900	320,800	362,400	383,800	403,500	444,600	
	57	231,800	268,900	322,200	363,300	384,900	403,800	444,900	
	58	232,600	269,900	323,400	364,000	386,100	404,100	445,300	
	59	233,300	270,900	324,500	364,700	387,300	404,400	445,600	
	60	233,900	271,800	325,600	365,300	388,400	404,700	445,900	
	61	234,500	272,700	326,300	365,700	389,400	405,000	446,200	
	62	235,200	273,600	327,200	366,300	390,600	405,300		
	63	235,800	274,500	328,000	367,000	391,800	405,600		
	64	236,300	275,400	328,800	367,700	392,800	405,900		
	65	236,800	276,300	329,600	368,000	393,900	406,200		
	66	237,300	277,200	330,000	368,700	395,100	406,500		
	67	237,800	278,100	330,600	369,400	396,200	406,800		
	68	238,400	279,000	331,300	370,000	397,300	407,100		
	69	238,900	280,000	332,100	370,300	398,000	407,300		
	70	239,400	281,000	332,800	370,900	398,700	407,600		
	71	239,900	281,900	333,500	371,600	399,400	407,900		
	72	240,400	282,800	334,100	372,200	400,100	408,100		
	73	240,900	283,300	334,600	372,500	400,700	408,300		
	74	241,400	284,000	335,200	373,100	401,300	408,600		
	75	241,800	284,700	335,700	373,800	401,800	408,900		
	76	242,300	285,600	336,300	374,400	402,200	409,100		
	77	242,800	286,600	336,600	374,800	402,600	409,300		
	78	243,300	287,400	337,100	375,300	402,900	409,600		
	79	243,800	288,200	337,500	375,900	403,200	409,900		
	80	244,300	289,000	337,900	376,400	403,500	410,100		
	81	244,700	289,700	338,300	376,900	403,800	410,300		
	82	245,200	290,200	338,800	377,500	404,100	410,600		
	83	245,600	290,600	339,300	378,000	404,400	410,900		
	84	246,000	291,000	339,800	378,300	404,700	411,100		
	85	246,400	291,200	340,100	378,700	405,000	411,300		
	86	246,800	291,500	340,500	379,200	405,300			
	87	247,200	291,700	341,000	379,600	405,600			
	88	247,600	292,000	341,400	380,000	405,900			
	89	248,000	292,200	341,700	380,400	406,200			

任期付職員及び定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

	90	248,500	292,400	342,100	380,900	406,500			
	91	248,800	292,700	342,600	381,300	406,800			
	92	249,100	292,900	343,000	381,700	407,100			
	93	249,400	293,200	343,200	382,000	407,300			
	94		293,500	343,600	382,500				
	95		293,800	344,100	382,900				
	96		294,100	344,500	383,300				
	97		294,400	344,700	383,600				
	98		294,800	345,100					
	99		295,100	345,500					
	100		295,500	345,800					
	101		295,700	346,100					
	102		295,900	346,500					
	103		296,200	346,900					
	104		296,600	347,300					
	105		296,800	347,800					
	106		297,100	348,200					
	107		297,500	348,600					
	108		297,900	349,000					
	109		298,100	349,500					
	110		298,400	349,900					
	111		298,800	350,200					
	112		299,100	350,500					
	113		299,300	351,000					
	114		299,600						
	115		300,000						
	116		300,300						
	117		300,500						
	118		300,900						
	119		301,300						
	120		301,600						
	121		301,800						
	122		302,000						
	123		302,300						
	124		302,700						
	125		302,900						
任期付職員		170,900	208,000	237,200	264,900	280,500	298,100	328,200	363,200
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

別表第2 (第4条第1項)

医療職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	346,600	406,900	474,700
	2	349,600	409,600	477,000
	3	352,400	412,100	479,200
	4	355,300	414,700	481,500
	5	357,800	417,100	483,700
	6	360,800	419,100	485,800
	7	363,800	420,900	488,000
	8	366,600	422,800	490,000
	9	368,700	424,600	491,900
	10	371,200	427,300	494,000
	11	373,900	429,800	496,100
	12	376,400	432,200	498,200
	13	379,100	434,400	500,300
	14	382,500	436,900	502,200
	15	385,500	438,900	504,300
	16	388,800	441,000	506,400
	17	391,800	443,000	508,300
	18	394,400	445,200	510,300
	19	396,800	447,400	512,300
	20	399,300	449,500	514,100
	21	401,900	450,900	515,900
	22	403,900	453,300	517,700
	23	405,500	455,600	519,500
	24	407,100	457,800	521,300
	25	408,800	459,800	522,900
	26	411,000	462,100	524,700
	27	413,100	464,300	526,500
	28	415,100	466,600	528,300
	29	417,200	468,700	529,900
	30	419,300	470,900	531,700
	31	420,900	473,200	533,500
	32	422,600	475,300	535,300
	33	424,500	477,100	536,900
	34	426,000	479,200	538,700
	35	427,800	481,300	540,400
	36	429,600	483,300	542,100
	37	431,500	485,400	543,700
	38	433,500	487,100	545,300
	39	435,300	488,900	546,700
	40	437,200	490,700	548,300
	41	439,000	492,300	549,800
	42	440,700	494,100	551,200
	43	442,400	495,900	552,600

	44	444,200	497,500	553,900
	45	446,000	498,900	555,100
	46	447,800	500,600	556,100
	47	449,500	502,400	557,100
	48	451,200	504,100	558,100
	49	452,800	505,600	559,100
	50	454,500	506,900	560,100
	51	456,200	508,200	561,100
	52	457,900	509,500	562,100
	53	459,800	510,500	563,200
	54	461,000	511,800	564,300
	55	462,200	513,100	565,400
	56	463,400	514,400	566,500
	57	464,400	515,400	567,600
	58	465,400	516,200	568,700
	59	466,300	517,000	569,800
	60	467,100	517,800	570,900
	61	467,900	518,700	572,000
	62	468,600	519,500	573,000
	63	469,300	520,400	574,000
	64	469,900	521,200	575,000
任期 付職員 及び定 年前 再任 用短 時間 勤務 職員 以外 の職 員	65	470,600	522,100	576,000
	66	471,300	523,000	577,000
	67	471,900	523,700	578,000
	68	472,500	524,600	579,000
	69	472,800	525,500	580,000
	70	473,400	526,300	581,000
	71	474,100	527,200	582,000
	72	474,800	528,100	583,000
	73	475,200	528,900	584,000
	74	475,800	529,800	585,000
	75	476,500	530,700	586,000
	76	477,200	531,400	587,000
	77	477,600	532,200	588,000
	78	478,200	533,100	589,000
	79	478,800	534,000	590,000
	80	479,300	534,900	591,000
	81	479,900	535,700	592,000
	82	480,400	536,600	593,000
	83	480,900	537,500	594,000
	84	481,400	538,400	595,000
	85	481,800	539,200	596,000
	86	482,400	540,100	597,000
	87	482,800	541,000	598,000
	88	483,300	541,900	599,000
	89	483,800	542,700	600,000
	90	484,400		601,000
	91	485,000		602,000
	92	485,400		603,000

	93	485,900		604,000
	94	486,500		605,000
	95	487,100		606,000
	96	487,600		607,000
	97	488,100		608,000
	98			609,000
	99			610,000
	100			611,000
	101			612,000
	102			613,000
	103			614,000
	104			615,000
	105			616,000
	106			617,000
	107			618,000
	108			619,000
	109			620,000
	110			621,000
	111			622,000
	112			623,000
	113			624,000
	114			625,000
	115			626,000
	116			627,000
	117			628,000
	118			629,000
	119			630,000
	120			631,000
	121			632,000
	122			633,000
	123			634,000
	124			635,000
	125			636,000
	126			637,000
	127			638,000
	128			639,000
	129			640,000
	130			641,000
	131			642,000
	132			643,000
	133			644,000
任期付職員		318,800	361,800	431,700
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		339,700	394,300	467,400

備考 この表は、診療所等に勤務する医師に適用する。

第2条 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

(君津市任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 君津市任期付職員の採用等に関する条例(平成21年君津市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額(円)
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

第8条第2項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第4条 君津市任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(一般職の職員の給与等に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1及び第2の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定(君津市任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)第7条

第1項の改正規定に限る。)による改正後の任期付職員条例の規定は令和5年4月1日から、第1条の規定(給与条例第21条及び第22条の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定(任期付職員条例第8条第2項の改正規定(「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める部分を除く。)に限る。)による改正後の任期付職員条例の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定(給与条例第2条、第20条第1項及び第22条の4の改正規定を除く。)による改正後の給与条例及び第3条の規定(任期付職員条例第8条第2項の改正規定(「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める部分に限る。)を除く。)による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例及び第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定により支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例及び第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

一般職の職員の給与等に関する条例及び君津市任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条による改正 一般職の職員の給与等に関する条例 (給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与は、給料並びに扶養手当、住居手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、初任給調整手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。次条において同じ。）とする。</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第20条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後市長が定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給することができる。</p> <p>(1) 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額 <u>309,200円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で規則で定めるもの 月額 <u>51,100円</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>2～3 省略</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与は、給料並びに扶養手当、住居手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、初任給調整手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。次条において同じ。）とする。</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第20条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後市長が定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給することができる。</p> <p>(1) 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額 <u>308,600円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で規則で定めるもの 月額 <u>50,800円</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>2～3 省略</p>

(期末手当)

第21条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4～5 省略

(勤勉手当)

第22条 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

(期末手当)

第21条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～5 省略

(勤勉手当)

第22条 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3～5 省略

(特定新型インフルエンザ等対策派遣手当)

第22条の4 特定新型インフルエンザ等対策派遣手当は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の7（同法第38条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は他の法律の規定により特定新型インフルエンザ等対策_____の実施のため派遣された職員が住所又は居所を離れて君津市の区域内に滞在することを要する場合に支給する。

2 特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の額は、別表第5に掲げる額とする。

3 前2項に規定するもののほか、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1 省略

別表第2 省略

第2条による改正 一般職の職員の給与等に関する条例
(期末手当)

第21条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の

3～5 省略

(新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当)

第22条の4 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第43条

_____ 又は他の法律の規定により新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員が住所又は居所を離れて君津市の区域内に滞在することを要する場合に支給する。

2 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の額は、別表第5に掲げる額とする。

3 前2項に規定するもののほか、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1 省略

別表第2 省略

(期末手当)

第21条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の

「68.75」とする。

4～5 省略

(勤勉手当)

第22条 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額

3～5 省略

第3条による改正 君津市任期付職員の採用等に関する条例

(特定任期付職員の給与の特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額(円)
<u>1</u>	<u>380,000</u>

「70」とする。

4～5 省略

(勤勉手当)

第22条 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 省略

第3条による改正 君津市任期付職員の採用等に関する条例

(特定任期付職員の給与の特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額(円)
<u>1</u>	<u>376,000</u>

<u>2</u>	<u>4 2 7, 0 0 0</u>
<u>3</u>	<u>4 7 7, 0 0 0</u>
<u>4</u>	<u>5 3 9, 0 0 0</u>
<u>5</u>	<u>6 1 5, 0 0 0</u>
<u>6</u>	<u>7 1 8, 0 0 0</u>
<u>7</u>	<u>8 3 9, 0 0 0</u>

2～5 省略

(一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等)

第8条 省略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条、第19条第2項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。次条において同じ。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。次条において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、第3条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当、特定任期付職員業績手当」と、第19条第2項中「前項に規定する職にある職員」とあるのは「君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成21年君津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。

第4条による改正 君津市任期付職員の採用等に関する条例

(一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等)

第8条 省略

<u>2</u>	<u>4 2 2, 0 0 0</u>
<u>3</u>	<u>4 7 2, 0 0 0</u>
<u>4</u>	<u>5 3 3, 0 0 0</u>
<u>5</u>	<u>6 0 8, 0 0 0</u>
<u>6</u>	<u>7 1 0, 0 0 0</u>
<u>7</u>	<u>8 3 0, 0 0 0</u>

2～5 省略

(一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等)

第8条 省略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条、第19条第2項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。次条において同じ。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。次条において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、第3条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当、特定任期付職員業績手当」と、第19条第2項中「前項に規定する職にある職員」とあるのは「君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成21年君津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第21条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。

(一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等)

第8条 省略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条、第19条第2項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。次条において同じ。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。次条において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、第3条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当、特定任期付職員業績手当」と、第19条第2項中「前項に規定する職にある職員」とあるのは「君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成21年君津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とする。

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条、第19条第2項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。次条において同じ。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。次条において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、第3条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当、特定任期付職員業績手当」と、第19条第2項中「前項に規定する職にある職員」とあるのは「君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成21年君津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。